

平成8年11月25日

会員会社各位

日本接骨師会からの申入れについて

損害保険料率算定会 業務第二部

去る11月14日（木）に共同組合日本接骨師会（会長：登山勲氏）より、傷害保険約款（標準保険約款）における柔道整復師の施術の取扱いにつきまして、弊会に対して概要下記のとおり申入れがありました。

本件につきましては、弊会が作成している標準保険約款に関する会員以外の利害関係人からの申入れとして要望を伺ったうえで、次回の標準保険約款改定へ向けての検討事項とすることといたしました。

また、会員各社におかれましては、柔道整復師の施術について査定実務上不利な取扱いが行われることのないよう関係部門に徹底されることをお願いします。

記

1. 柔道整復師の施術の明示

- ・傷害保険の査定実務上、柔道整復師の施術を受けた場合の通院保険金支払の認定日数について、医師の治療を受けた場合の認定日数に比して一律に差別的な扱いをしている実態がある旨組合員より報告を受けている。このような取り扱いが生じないように、早急に標準保険約款を改定し、柔道整復師の施術も対象になることを約款に明記すべきである。

2. 査定実務上の取扱いの徹底

- ・上記1. の約款手当てが行われるまでの間も、現行約款の解釈の中で上記1. のような査定実務上の差別的な取扱いが行われることがないように、算定会から会員各社に徹底してほしい。

以上